

# 児童手当・特例給付現況届の提出はお済みですか？

受給者の皆さまへ児童手当を受給するための現況届を提出するようお知らせ（5月31日付）していますが、提出はお済みでしょうか？

まだ提出されていない方は、速やかに下記必要書類をご用意のうえ受付窓口へ提出されますようお願いいたします。

なお、提出されない場合は、6月以降分の児童手当が受けられませんのでご注意ください。

## ○ 必要書類と申請窓口

「児童手当・特例給付現況届」に必要事項を記入・押印のうえ、請求者とお子様の保険証の写し（国民健康保険の方は不要）を持参し、次のいずれかの窓口にて申請願います。

- ・ 役場子育て健康課
- ・ 水・くらしサービスセンター
- ・ 厚賀出張所
- ・ 日高総合支所地域住民課

なお、対象児童と別居中の請求者は、「別居監護申立書」の提出が必要となります。

## ○ 支給月額と所得制限額

年 齢	支給月額（児童1人あたり）
0～3歳（3歳になる誕生日まで）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

※所得制限額以上の方（特例給付受給者）は、児童1人につき一律5,000円となります。

### 所得制限限度額【令和2年中の所得】

扶養親族人数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」または、確定申告書の「所得金額」欄の「合計」から所得税法に規定する雑損控除、医療費控除、小規模共済等掛金控除、特別障害者控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、特別寡婦控除、勤労学生控除、老人扶養親族控除、社会保険料相当額を差し引いた金額のことです。

### 【お問い合わせ先】

日高町役場 子育て健康課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183  
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173

## 日高広域交通バスの運行に係るアンケートを実施します

日高地域広域公共交通確保対策協議会では、JR日高線（鶴川～様似間）の廃線に伴い、令和3年4月1日より新たな幹線交通として日高広域交通バス（道南バス、ジェイ・アール北海道バス）の運行を開始したところですが、これら路線を地域の皆様が真に必要とし、かつ、将来にわたって持続していくためには、利用される皆様の声や運行実態（乗客数・経費負担）などを踏まえながら、必要な見直しを繰り返していかなければならないと考えています。

つきましては、現行の日高広域交通バスについて、ご不便をおかけしている点などがあれば、具体的にお伺いしたいと考えていますので、本広報に折り返みのアンケートにご協力をお願いいたします。

●アンケート実施期間 令和3年7月1日（木）から7月30日（金）まで

●アンケート回収方法

- ・持参 役場企画財政課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、又は日高総合支所地域経済課
- ・郵送 〒059-2192 沙流郡日高町門別本町210番地の1 日高町役場 企画財政課
- ・FAX 01456-2-5615
- ・バスの運転手への提出（道南バス、ジェイ・アール北海道バス）

※アンケート用紙は町ホームページ（<http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/>）からダウンロードできます。

【お問い合わせ先】 日高町役場 企画財政課 まちづくり・広報統計グループ 電話 01456-2-6181

## 日高町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度から令和7年度まで）（素案）についてパブリックコメント（意見公募手続き）を実施します

町民の皆さんから「日高町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度から令和7年度まで）（素案）」に対する意見を募集します。提出された意見は検討し、必要に応じて市町村計画に反映します。

●閲覧及び意見提出場所

- ① 役場企画財政課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、又は日高総合支所地域住民課（平日午前8時30分～午後5時）
- ② 町ホームページ

●意見を提出できる方

日高町に住所を有する方及び町内の事業所等に勤務されている方

●閲覧及び意見募集期限

令和3年7月1日（木）～7月20日（火）

※提出された意見に対する回答を募集期間終了後に公表します。（個別回答はしません）

【お問い合わせ先】

日高町役場 企画財政課 企画・財政グループ 電話 01456-2-6181

FAX 01456-2-5615

ホームページアドレス <http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/>

メールアドレス [info@town.hidaka.hokkaido.jp](mailto:info@town.hidaka.hokkaido.jp)



町ホームページ